

長岡京市重度心身障がい老人健康管理費支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、重度の心身障がいにある老人（以下「重障老人」という。）に対し、重度心身障がい老人健康管理費（以下「健康管理費」という。）を支給することによりその者の健康を保持し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この要綱により、健康管理費を受けることができる重障老人とは、長岡京市に在住する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第50条に規定する者であつて、その者の障がいの程度が次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）に規定する1級から3級に該当する者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所（以下「更生相談所等」という。）において、知能指数がおおむね35以下と判定された者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が規則別表に規定する3級に該当し、かつ更生相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号、以下「施行令」という。）第6条に規定する障害等級1級に該当する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が施行令第6条に規定する2級に該当する者（その障がいの程度が施行令第6条に規定する1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、その障がいの程度が施行令第6条に規定する2級に該当する者として交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期限の到来する日までの期間内にあ

るものに限る。)

(6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が施行令第6条に規定する2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が規則別表に規定する3級に該当する者

(7) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が施行令第6条に規定する2級に該当し、かつ、更生相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定された者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 高確法第67条の一部負担金相当額の給付を受けることのできる者

(2) 重障老人本人（身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が規則別表に規定する3級に該当する者を除く。）の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の5において準用する同法第20条に規定する額を超える者、又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくはその者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者をいう。以下同じ。）の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する同法第21条に規定する額以上である者

(3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が規則別表に規定する3級に該当する者であって、その者、その者の配偶者又はその者の扶養義務者が属する世帯員の所得に対して市町村民税が課されている者

3 前項第2号及び第3号に規定する所得は、前年（1月から7月までの間に受けた指導にかかる健康管理費については、前々年）の所得とし、所得の範囲については、長岡京市福祉医療費の支給に関する条例施行規則（昭和50年長岡京市規則第27号。以下「規則」という。）第3条の3の規定を、所得の額の計算方法については、規則第3条の4の規定をそれぞれ準用する。

（支給範囲）

第3条 健康管理費の支給対象となる経費の範囲は、重障老人が高確法による医療を受け、かつ、重障老人の特性を踏まえた健康保持に係る指導を受けた場合に、当該指導に係る健康管理に要する費用とし、その額は、高確法第67条に規定する一部負担金に相当する額とする。ただし、附加給付その他法令等の規定により負担がある場合においては、当該負担額を控除する。

（資格の申請）

第4条 健康管理費を受けようとする者は、重障老人健康管理費資格認定申請書（様

式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。
 - (1) 身体障害者手帳又は判定書、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、その他第2条の規定による対象者であることを証する書類、その他第2条の規定による対象者であることを証する書類
 - (2) 所得に関する市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
(資格の認定及び対象者証の交付)

第5条 市長は、前条に規定する申請書等に基づいて健康管理費を受けることができる者であることを確認したときは、当該資格を認定する。

- 2 市長は、前項により資格を認定した者(以下「受給者」という。)に対し、重障老人健康管理事業対象者証(以下「対象者証」という。)を交付する。
(不認定の通知)

第6条 市長は、第4条に規定する申請書等に基づいて健康管理費を受けることができない者であることを確認したときは、申請者に対し不認定の理由を付して、当該審査結果を通知する。

(受給者資格の更新)

第7条 受給者は、毎年7月1日から同月31日までの間に重障老人健康管理費受給者資格更新申請書(様式第2号)に第4条第2項に掲げる書類を添え、これを市長に提出して資格の更新を申請することができる。

- 2 市長は前項の規定にかかわらず、現有公簿その他これに準ずる書類で資格を確認できる場合は、当該受給者の資格を継続することができる。
- 3 市長は前2項の規定による資格の更新にあたり、前2条の規定を準用する。

(資格の有効期間)

第8条 健康管理費受給資格の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、新たに受給者となった者のうち、高確法の規定による医療を受ける資格を取得したものにあっては当該資格の取得日からとし、既に高確法の規定による医療を受ける資格を有する者で、新たに事業の資格要件を満たしたものにあっては、認定決定日の属する月の翌月(ただし、認定決定日が月の初日である場合は当該月)から、その日以降最初に到来する7月31日までとする。

- 2 転入してきた者については、長岡京市の区域内に居住地を有することとなった日からその日以降最初に到来する7月31日までとする。
- 3 受給者が障がいの程度の変更により受給資格を喪失した場合は、その資格要件を喪失した日の前日を終期とする。ただし、死亡した場合は、死亡の日を終期とす

る。

4 受給者が他の市町村へ転出した場合の終期は、長岡京市の区域内に居住地を有しなくなった日の前日とする。

(届出義務)

第9条 受給者は、第2条に規定する資格要件および申請書に記載した事項に異動が生じたときは、すみやかに重障老人健康管理費資格変更届書(様式第1号)又は重障老人健康管理費資格喪失届書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届書には、対象者証の交付を受けている者については、対象者証を添えなければならない。ただし、対象者証を添えることができない事由があるときは、当該届書にその旨を記載することにより対象者証にかえることができる。

(健康管理費支給の申請)

第10条 受給者が第3条の規定による健康管理費の支給を受けようとするときは、重障老人健康管理費支給申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において健康管理費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した給付金の額に相当する金額を返還させることができる。

(不当利得の徴収)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により健康管理費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 健康管理費の支給を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

(添付書類の省略)

第14条 市長は、この要綱の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を現有公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年7月1日から施行し、昭和58年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の第2条の規定による受給資格を有している者に対する受給資格の基準については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 第3条の改正規定は、昭和62年1月1日以降の指導にかかる健康管理費から適用する。

4 第8条の改正規定は、昭和62年7月1日から昭和63年7月31日までの間については、「8月1日」とあるのは「7月1日」とし、昭和62年6月30日までにかかるものについては、なお、従前の例による。

5 第7条の改正規定は、昭和62年7月1日から昭和63年7月31日までの間については、「7月1日から同月31日まで」とあるのは、「昭和63年7月1日から同月31日まで」とし、昭和62年6月30日までにかかるものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成23年分以後の所得の額の算定について適用し、平成22年分までの所得の額の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行し、改正後の長岡京市重度心身障がい老人健康管理費支給要綱の規定は、平成31年8月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正及び別表を削る改正は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定及び別表を削る改正は、令和2年分以後の所得の算定について適用し、令和元年分までの所得の額の算定については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第1号から様式第4号までは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に被保険者証の交付を受けている者が、この要綱の施行日以降に申請時の提示等をする場合における当該被保険者証については、当該被保険者証が有効とされる期間(当該期間の末日が施行日から起算して1年を経過する日の翌日以降であるときは、施行日から起算して1年間とする。)は、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の様式は、当分の間、この規則による改正後の様式に代え

て使用することができる。

様式第1号（第4条及び第9条関係）

重障老人健康管理費資格 認定申請書
変更届書

受付	所得調査	確認(係長)	承認(課長)	通知
----	------	--------	--------	----

対象者	ふりがな							後期高齢者医療被保険者番号			
	氏名										
	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正	年	月	日						
	居住地(新)	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ									
配偶者	氏名				居住地	<input type="checkbox"/> 対象者居住地に同じ					
扶養義務者	氏名				対象者との続柄		居住地	<input type="checkbox"/> 対象者居住地に同じ			
保険者名称	京都府後期高齢者医療広域連合						保険者番号	39262092			

障がい の 状 況	新										旧	
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ()級	手帳番号			第	号						
	交付日	年	月	日	再認定日	<input type="checkbox"/> 有	年	月	日	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 知能指数判定書 IQ()	判定日			年	月	日					
	<input type="checkbox"/> 療育手帳 ()判定	手帳番号			第	号						
判定日	年	月	日	次回判定日	<input type="checkbox"/> 有	年	月	日	<input type="checkbox"/> 無			
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ()級	手帳番号			第	号							
交付日	年	月	日	有効期限	年	月	日					

上記のとおり関係書類を添えて（申請・届出）します。

年 月 日

申請者 住所

長岡京市長様 氏名(対象者との続柄.....)

電話番号

(承諾) 資格の認定及び今後の更新に際し、審査に必要な私の世帯の住民基本台帳及び市民税の課税状況、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する公簿等について、市が調査・閲覧することを承諾します。

(委任) 重障老人健康管理事業の取扱い保険医療機関等の長に対して、私が長岡京市から給付を受ける重障老人健康管理費の受領に関することを委任します。ただし、取り扱い保険医療機関等の長と私の間に金銭貸借関係がある場合に限りません。

年 月 日

長岡京市長様 対象者氏名印.....

(裏面)

< 審査欄 >

所得状況		対象者	配偶者	扶養義務者
同一生計配偶者及び扶養親族の合計数		人	人	人
加算	うち老人扶養親族の数	人 円	人 円	人 円
	うち特定扶養親族の数	人 円	—	—
前年の所得額		円	円	円
控除	社会保険料	円	80,000 円	80,000 円
	雑損	円	円	円
	医療費	円	円	円
	小規模企業共済等掛金	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	障がい者である同一生計配偶者・扶養親族	人 円	人 円	人 円
	特別障がい者である同一生計配偶者・扶養親族	人 円	人 円	人 円
	障がい者・特別障がい者・寡婦・ひとり親・勤労学生	障・特障・寡・親・勤 円	障・特障・寡・親・勤 円	障・特障・寡・親・勤 円
	給与・公的年金所得者控除	給与・年金 円	給与・年金 円	給与・年金 円
	本年災害・医療費	円	円	円
控除後の所得額		円 課税・非課税	円 課税・非課税	円 課税・非課税
所得基準額		円以下	円未満	円未満

審査結果 <input type="checkbox"/> 該当・ <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 府制度・ <input type="checkbox"/> 市制度	承認決裁日 年 月 日	確認公簿名 1 住民基本台帳 2 後期高齢者医療被保険者台帳 3 住民税課税台帳 4 5 確認者
	事実発生日（給付資格取得日） 年 月 日	

様式第2号（第7条関係）

重障老人健康管理費受給者資格更新申請書

受給者	被保険者番号	
	制 度	
	区 分	
	氏 名	
	生年月日	

左記のとおり関係書類を添えて、重障老人健康管理費受給者資格の更新を申請します。

また、重障老人健康管理事業対象者証の交付に際し、審査に必要な私の世帯に係る所得に関する調査及び住民基本台帳記載事項の閲覧を市が行うことについて承諾します。

年 月 日

長岡京市長 様

住所

氏名

電話番号

重障老人健康管理費資格喪失届書

対 象 者	(ふりがな) 氏 名					後 期 高 齢 者 医 療 被 保 険 者 番 号
	生年月日	明・大・昭	年	月	日生	
	住 所					
喪 失 事 由	<input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> 他の市(区)町村への転出 転出先住所： <input type="checkbox"/> その他：					
	上記事由発生年月日 (. .)					
備 考	対象者証回収状況 済 (. .) 未 (理 由 :)					
上記のとおり関係書類を添えて届出します。 年 月 日 京都府長岡京市長 様 届出者 住 所 氏 名 (対象者との続柄.....) 電話番号						

重障老人健康管理費支給申請書

受給対象者			後期高齢者医療 被保険者番号			
	明・大・昭 年 月 日生					
保険者名	京都府後期高齢者医療広域連合		保険者番号	39262092		
健康管理 指導機関名 及び所在地	入院 の 場 合			通院 の 場 合		
医師等の氏名						
医療を受けた 期間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで			
一部負担金額		円				
申請理由	1 他府県で医療を受けたため		2 その他（ ）			
支給方法 金融機関 振込払	金融機関名・支店名		預金種別	口座番号		
	銀行 信用金庫 農協	支店	普通	フリガナ		
			当座	名義		
上記のとおり申請します。						
年 月 日						
長岡京市長様 申請者 住所						
氏名						
電話番号						

※ 指定された領収書等を添付して下さい。

※ 補装具の申請の場合は、装具の領収書・医師の意見書・装具装着証明書を添付してください。

※確認欄 健府・健市 / 入・外・歯・薬・補・柔マ・訪				
指導実施月	実日数	費用額(A)	医療費支給決定額(B)	健康管理費支給額
年 月	日	円	円	円
年 月レセプト・連名簿		円	円	(A)-(B) 円 <input type="checkbox"/> 正当
健康管理費支給決定額合計			金	円
特記事項				確認者